

厚木市議会基本条例 検証等報告書

令和4年7月

厚木市議会評価検証委員会

目 次

1	本報告書の目的	p 1
2	検証等の体制	p 2
3	検証等の方法	p 3
4	評価	p 6
5	検証等の結果及び今後の方向性	p 9
6	検証等の総括（まとめ）	p 12
	【参考】厚木市議会基本条例	p 13

1 本報告書の目的

厚木市議会（以下「本市議会」という。）は、市民福祉の向上と将来にわたる市政の発展に寄与することを目的として厚木市議会基本条例（以下「基本条例」という。）を本市議会の最高規範として制定し、平成27年8月1日に施行した。

基本条例では、目的に沿った運用がなされているかについて定期的に検証することを規定していることから、本市議会では基本条例制定後初めてとなる評価及び検証（以下「検証等」という。）を平成29年11月から開始し、平成30年9月に検証等の結果報告書を取りまとめた。

今回は、基本条例制定後2回目となる検証等であり、本報告書は本市議会における令和元年8月から令和3年12月までの取組について検証等の結果を取りまとめたものである。

2 検証等の体制

令和3年6月28日に議会運営委員会が議長へ「前回と同様に、評価検証委員会を設置して評価、検証を行うこととし、同組織の中で外部評価の導入等の是非も含めて協議する。」と答申したことに基づき、令和3年8月に厚木市議会評価検証委員会（以下「本委員会」という。）を設置して検証等を行った。

【厚木市議会評価検証委員会 委員名簿】

委員長	瀧口 慎太郎
副委員長	新井 啓司
委員	後藤 由紀子
委員	奈良 直史
委員	名切 文梨
委員	池田 博英
委員	寺岡 まゆみ
委員	高村 真和
委員	松田 則康

※委員の記載は議席番号順

3 検証等の方法

(1) 外部評価実施の検討

本委員会による検証等（以下「内部評価」という。）のほかに第三者による検証等（以下「外部評価」という。）を実施することについて本委員会で協議した結果、第一に内部評価を充実させる必要があること、また、外部評価の実施に当たっては実施方法についてさらなる検討が必要であることから、今回は内部評価を実施することとした。

(2) 評価シートの作成

本委員会において、「成果指標（Plan）」「取組内容（Do）」「検証・評価（Check）」「今後の方向性（Action）」いわゆる「PDCAサイクル」に基づいた4つの項目と2つの評価区分（取組評価、条文の評価）を設けた評価シートを条文ごとに作成した（全52シート）。また、評価区分の内容は次のとおりとした。

取組評価	条文の評価
A：十分に達成	1：条文改正が必要
B：おおむね達成	2：条文は改正せず、今後の取組を検討
C：一部達成	3：条文に従い、現行どおりの取組 （条文は改正せず、取組内容は設定しない）
D：今後の検討が必要	4：条文は廃止

(5) 今後の方向性の策定

検証等の結果に基づき改善点を洗い出し、今後の方向性を取りまとめた。

【参考：本委員会における協議の経過】

回次	日時	協議内容
1	令和3年8月30日	今後の進め方について
2	10月4日	評価方法について
3	10月21日	評価方法について
4	11月11日	評価シートについて 外部評価について
5	11月29日	評価シートについて
6	12月22日	当面のスケジュールについて 評価シートについて
7	令和4年1月17日	評価シートの取組内容について 評価シートの成果指標について
8	2月1日	評価シートの取組内容について 評価シートの成果指標について
9	2月21日	評価シートの取組内容について 成果指標の追加等について
10	3月3日	評価シートの実績について
11	3月18日	評価シートの実績について 当面の予定について
全議員による評価シートへの記入（4月1日～5月1日）		
12	6月1日	評価・検証について
13	6月20日	評価・検証について
14	6月24日	評価・検証について
15	6月27日	評価・検証について
16	6月29日	評価・検証について
17	7月4日	評価・検証について
18	7月6日	評価・検証について
19	7月21日	検証等の結果報告について

4 評価

(1) 評価の集計

評価区分		件数(割合)
取組評価	A : 十分に達成	10件 (31%)
	B : おおむね達成	16件 (50%)
	C : 一部達成	4件 (13%)
	D : 今後の検討が必要	2件 (6%)
条文の評価	1 : 条文改正が必要	0件 (0%)
	2 : 条文は改正せず、今後の取組を検討	14件 (27%)
	3 : 条文に従い、現行どおりの取組（条文は改正せず、取組内容は設定しない）	38件 (73%)
	4 : 条文は廃止	0件 (0%)

※取組評価の対象は52件中32件。

(2) 条文ごとの評価

条文		取組評価	条文評価
	前文	—	3
総則	第1条（目的）	—	3
	第2条（最高規範性）	—	3
	第3条（定義）	—	3
議会及び議員の活動	第4条第1項（議会の役割）	B	2
	第4条第2項（議会の役割）	B	2
	第5条（災害時の議会の役割）	B	2
	第6条第1項（議会の活動原則）	C	2
	第6条第2項（議会の活動原則）	C	2
	第6条第3項（議会の活動原則）	B	2
	第7条第1項（議員の活動原則）	B	2
第7条第2項（議員の活動原則）	B	3	

	第8条第1項（会派）	—	3
	第8条第2項（会派）	—	3
	第8条第3項（会派）	—	3
	第9条第1項（政務活動費）	B	3
	第9条第2項（政務活動費）	A	3
	第9条第3項（政務活動費）	—	3
	第10条（議員連盟）	—	3
市民と議会の関係	第11条第1項（市民参加及び市民との連携）	B	3
	第11条第2項（市民参加及び市民との連携）	D	3
	第12条（議会報告会）	B	3
	第13条第1項（請願及び陳情）	B	3
	第13条第2項（請願及び陳情）	—	3
	第14条第1項（情報公開）	B	3
	第14条第2項（情報公開）	C	2
	第14条第3項（情報公開）	B	3
議会と行政の関係	第14条第4項（情報公開）	B	2
	第15条第1項（市長等との関係）	A	3
	第15条第2項（市長等との関係）	A	3
	第15条第3項（市長等との関係）	—	3
	第16条第1項（論点整理のための市長等の説明）	A	3
	第16条第2項（論点整理のための市長等の説明）	—	3
	第17条（予算及び決算における説明）	A	3
議会運営	第18条第1項（会期）	—	3
	第18条第2項（会期）	—	3
	第19条第1項（議長及び副議長）	—	3
	第19条第2項（議長及び副議長）	A	3
	第19条第3項（議長及び副議長）	—	3
	第20条第1項（委員会）	B	2
	第20条第2項（委員会）	D	2
	第20条第3項（委員会）	A	3
議会の機能強化	第21条第1項（議会事務局の体制整備及び強化）	B	2

	第 21 条第 2 項（議会事務局の体制整備及び強化）	—	3
	第 22 条（議会図書室の充実）	C	2
	第 23 条（予算の確保）	A	3
政治倫理、定数及び報酬	第 24 条（政治倫理）	A	3
	第 25 条第 1 項（議員定数）	A	3
	第 25 条第 2 項（議員定数）	—	3
	第 26 条第 1 項（議員報酬）	—	3
	第 26 条第 2 項（議員報酬）	—	3
条例の検証及び見直し	第 27 条（見直し手続）	B	2

※取組内容を設定していない条文は評価区分を「—」とした。

5 検証等の結果及び今後の方向性

検証等の結果、取組評価について「十分に達成」または「おおむね達成」と評価した割合が8割を超えた。中でも「議会と行政の関係」と「政治倫理、定数及び報酬」に関する評価は高く、市長等との緊張関係の維持、市長等に対する重要事項の説明要求や、厚木市議会議員の政治倫理要綱の遵守、議員定数の検討・協議といった取組は達成できている結果となった。

一方で「市民参加及び市民との連携」と「委員会」の一部に関しては評価が低く、参考人制度・公聴会制度の活用や議員間討議の実施の取組は達成できていない結果となった。

また、条文の評価について「条文は改正」または「条文は廃止」とした評価はなく、「今後の取組を検討」と評価した割合は約3割であった。中でも「議会及び議員の活動」と「条例の検証及び見直し」において割合が高く、今後の取組の検討が必要との結果となった。

この結果を踏まえ、本市議会における取組の今後の方向性は次のとおりとする。

(1) 前文及び総則（第1条～第3条）

基本理念の下、目的達成に向けて引き続き議員一丸となって取り組んでいく。

(2) 議会及び議員の活動（第4条～第10条）

- ・ 議案質疑、一般質問の質の向上に関する成果指標を検討する。

(第4条第1項)

- ・ 政策立案及び政策提言件数の増加、市政に関する調査研究件数の増加に向け、具体的なテーマや数値を決めて計画的に取り組む。

(第4条第2項)

- ・ 議会機能を維持するため、BCP（事業継続計画）の視点に立ち、さらなる充実した取り組みとする。（第5条）

- ・ 市民への説明責任を果たすため、議会報告会の定期的な開催を継続し、また、新たな情報発信も行う。（第6条第1項）

- ・ 広聴活動を充実させるため、市民と定期的に意見交換会を行い、多様な意見の聞き取り方法を研究し実施する。（第6条第2項）

- ・ 継続的な評価、検証に当たり外部評価の必要性を検討する。

(第6条第3項)

- ・ 誠実、公正な職務の遂行に当たり成果指標を見直し、コロナ禍の制限の中で臨機応変に取り組む。（第7条第1項）

(3) 市民と議会の関係（第11条～第14条）

- ・ 参考人制度及び公聴会制度を研究し、必要に応じて開催する。

(第11条第2項)

- ・ 情報を新たな方法で積極的に発信する。（第14条第2項）

- ・ 審議資料の公開に当たり、取組内容の評価方法を見直す。（第14条第4項）

(4) 議会と行政の関係 (第15条～第17条)

現行の取組を継続する。

(5) 議会運営 (第18条～第20条)

- ・ 政策立案及び政策提言を行うため、多様な調査、研究を実施していくとともに、目標値を見直す。(第20条第1項)
- ・ 委員会において様々な機会を捉え、議員間討議に努める。(第20条第2項)

(6) 議会の機能強化 (第21条～第23条)

- ・ 議会事務局の計画的、効率的な研修機会の確保に努め、法務機能を強化する。(第21条第1項)
- ・ 議会図書室における図書資料の充実と使いやすい環境整備のため、図書資料の購入及び整理整頓に議員も計画的に取り組む。
(第22条)

(7) 政治倫理、定数及び報酬 (第24条～第26条)

現行の取組を継続する。

(8) 条例の検証及び見直し (第27条)

条例を客観的に検証するため、外部評価までの道筋を構築することや、導入に当たっての課題整理を検討する。

6 検証等の総括（まとめ）

基本条例が施行されてから2回目となる今回の検証等は、新型コロナウイルス感染症の拡大という本市議会が初めて経験する特殊な状況下での実施となった。その結果、コロナ禍において感染対策を行いつつ議会活動も進めていく「ウィズ コロナ」への対応に課題があることが明らかとなった。また、参考人制度や公聴会制度、反問権、議員間討議についてはさらなる理解が必要である結果となるなど、条例自体の理解度が全議員一定ではないことが浮き彫りとなった。

一方で、一問一答方式による市長との緊張関係の維持や議会の在り方検討会における議員定数の協議など、条文の目的達成のため十分に取り組んでいることを確認できた。また、コロナ禍における新たな手法として議会報告会と意見交換会をオンラインで開催する計画（※）を立てたことは議会改革への新たな一歩であった（※令和4年5月に実施）。

本委員会では評価、検証にとどまらず、取組の今後の方向性まで協議し、本報告書及び評価シートに取りまとめた。全議員が現状と課題そして今後の方向性を認識し、本市議会のさらなる発展に向けて一丸となり取り組んでいくことを期待し、本委員会の結果報告とする。

【参考】

○厚木市議会基本条例

平成27年6月30日

条例第19号

改正 平成31年3月26日条例第3号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会及び議員の活動（第4条～第10条）

第3章 市民と議会の関係（第11条～第14条）

第4章 議会と行政の関係（第15条～第17条）

第5章 議会運営（第18条～第20条）

第6章 議会の機能強化（第21条～第23条）

第7章 政治倫理、定数及び報酬（第24条～第26条）

第8章 条例の検証及び見直し（第27条）

附則

厚木市議会は、二元代表制の一翼を担う重責を自覚し、厚木市長との健全な緊張関係を保持しつつ、市長等を監視するとともに、政策立案及び政策提言を通じて市民の多様な意思を市政に反映させる役割を担うものである。

この役割を果たすため、これまでも独自に先駆的議会改革を行ってきた。この成果に甘んじることなく、これからも積極的な情報公開と分かりやすい議会運営に努めるとともに、より良い厚木市の姿を市民とともに考え、積極的に議論できる議会を目指していく。

厚木市議会は、議会機能の強化や議員の自己研鑽と政治倫理の向上に、より一層努めていく。さらに、日本国憲法や地方自治法を遵守し、国と地方の新たな関係が模索される動きの中、より身近な自治体議会として市民の信頼に応え、市民福祉の向上と将来にわたる市政の発展に寄与することをここに決意し、厚木市議会の最高規範として厚木市議会基本条例を制定する。

（平31条例3・一部改正）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、議会及び議員が活動するに当たっての基本的事項を定め、もって厚木市の持続的発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨に反してはならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 厚木市内に居住する者

イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者

ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。

(3) 委員会 常任委員会及び特別委員会をいう。

(4) 会議 本会議及び委員会をいう。

第2章 議会及び議員の活動

(議会の役割)

第4条 議会は、議決により市の意思決定を行うとともに、市長等の施策及び事務の執行について、監視及び評価の役割を果たさなければならない。

2 議会は、市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うものとする。

(災害時の議会の役割)

第5条 議会は、災害時の不測の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、対応するものとする。

(議会の活動原則)

第6条 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を踏まえ、十分な議論の下に議会運営を行うものとする。

3 議会は、その役割を不断に追求し、議会改革に取り組むものとする。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市民の信託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

2 議員は、市民の多様な意思を的確に把握し、必要な政策立案及び政策提言を行うとともに、議員活動について市民に対して説明するものとする。

(平31条例3・一部改正)

(会派)

第8条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて、会派と会派に属さない議員との間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(政務活動費)

第9条 議員は、交付される政務活動費を有効に活用して、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行わなければならない。

2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

3 政務活動費の交付については、厚木市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年厚木市条例第2号）に定めるところによる。

（議員連盟）

第10条 議員は、特定の市政の課題等について共同して調査研究を行うことを目的として、これに賛同する議員により構成する議員連盟を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第11条 議会は、会議を原則公開するものとする。

2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的な見識等を議会の議論に反映させるよう努めるものとする。

（議会報告会）

第12条 議会は、市民に対し議案等の審議及び審査の内容を報告するとともに、市民と自由に意見を交換する場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会について必要な事項は、別に定める。

（請願及び陳情）

第13条 議会は、請願及び陳情を適切かつ誠実に取り扱うものとする。

2 議会は、請願者から意見陳述等の申出があった場合で、委員会においてこれを必要と認めるときは、その機会を設けることができる。

（情報公開）

第14条 議会は、議会活動に関して市民に対し情報を公開し、共有に努めるものとする。

2 議会は、情報を積極的に発信するため、議会広報紙その他の広報媒体を活用するものとする。

3 議会は、議案等に対する各議員の賛否等の意思表示について公表するものとする。

4 議会は、審議資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

（平31条例3・一部改正）

第4章 議会と行政の関係

（市長等との関係）

第15条 議会は、常に市長等との緊張関係を保ち、議会の責任及び役割を果たすものとする。

2 議員及び市長等は、会議において論点及び争点を明確にし、質疑応答するよう努めなければならない。

3 議長又は委員長は、会議において、市長等が議員に対して論点を明確化し、議論を深める目的で反問する行為を認めることができる。

（平31条例3・一部改正）

（論点整理のための市長等の説明）

第16条 議会は、議会審議における論点整理をするため、重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、必要な事項の説明を市長等に対し行うよう求めることができる。

2 前項に規定する必要な事項は、その政策等を必要とする背景、提案に至るまでの経緯、市民参加の実施の有無及びその内容等とする。

(予算及び決算における説明)

第17条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めることができる。

第5章 議会運営

(会期)

第18条 議会の会期は、市政の課題等に対し的確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的な活動を展開するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の2第1項の規定による通年の会期とする。

2 通年の会期について必要な事項は、厚木市議会の会期等に関する条例（平成26年厚木市条例第15号）に定めるところによる。

(議長及び副議長)

第19条 議長は、議会を代表し、公正な職務の執行に努め、民主的かつ活発な議論が行われるよう議会を運営するものとする。

2 議会は、議長及び副議長の選挙を行うときは、その過程を明らかにするものとする。

3 議長及び副議長の選挙について必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第20条 委員会は、所管する事務について積極的な調査研究を行い、その結果を議案等の審査に反映させるとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

2 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設け、議論を尽くすよう努めるものとする。

3 委員会における審査の内容については、委員長が市民に分かりやすいように報告を行うものとする。

(平31条例3・一部改正)

第6章 議会の機能強化

(議会事務局の体制整備及び強化)

第21条 議会は、政策立案及び政策提言の機能を向上させるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会の政策立案及び政策提言に資する職員を、議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請することができる。

(議会図書室の充実)

第22条 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実を図るものとする。

(予算の確保)

第23条 議会は、議事機関機能を充実させるために、必要な予算の確保に努めるものとする。

第7章 政治倫理、定数及び報酬

(政治倫理)

第24条 議員は、市民全体の代表者として市政に関わる責任の重さを深く自覚し、常に良心に従い、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

(議員定数)

第25条 議員定数は、議会の機能を確保し、議会としての責務を果たす数としなければならない。

2 議員定数は、厚木市議会議員定数条例（平成14年厚木市条例第17号）に定めるところによる。

(議員報酬)

第26条 議員報酬は、厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年厚木市条例第18号）に定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) 市の財政規模及び事務の範囲

(2) 議会活動及び議員活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有すること。

(3) 公選による職務の特性、責任等

第8章 条例の検証及び見直し

(見直し手続)

第27条 議会は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例が目的に沿った運用がなされているかどうかについて検証を行い、見直しの必要があるときは、市民の意見、社会情勢等の状況の変化を踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。